令和6年10月版

18 入札参加資格の事後審査

(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後(土曜日、日曜日、祝日<u>及び年末年始の休日</u>を除く。)(必着)までに、次のアからコまでの事後審査書類を原則として郵送で事業サポート課に提出すること。

なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後(土曜日、日曜日、祝日<u>及び年末年始の休日</u>を除く。)の午後5時までに、事業サポート課に提出すること。

- (4) 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した場合で、事業サポート課から兼任が認められない旨の通知を受けた落札候補者は、当該通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)の午後5時までに、事後審査書類のうち事業サポート課が指定する書類を事業サポート課に提出すること。
- (8) 事後審査不適格者は、入札参加資格を認められなかった理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、(7) に規定する通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日<u>及び年末年始の休日</u>を除く。)の午後5時までに事業サポート課へその旨を記載した書面を提出すること。
- 19 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書
 - (3)(2)に規定する通知を受けた者は、入札を無効とされた理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、(2)に規定する通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。)の午後5時までに事業サポート課へその旨を記載した書面を提出すること。

(以下 略)

令和6年11月版

18 入札参加資格の事後審査

(3) 落札候補者は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後(土曜日、日曜日、祝日、令和6年12月30日(月曜日)、同月31日(火曜日)、令和7年1月2日(木曜日)及び同月3日(金曜日)を除く。)(必着)までに、次のアからコまでの事後審査書類を原則として郵送で事業サポート課に提出すること。

なお、やむを得ず窓口へ持参する場合は、落札候補者となった旨の通知を受けた日の翌日から起算して4日後(土曜日、日曜日、祝日、令和6年12月30日 (月曜日)、同月31日(火曜日)、令和7年1月2日(木曜日)及び同月3日(金曜日)を除く。)の午後5時までに、事業サポート課に提出すること。

- (4) 現場代理人・技術者兼任審査申請書兼誓約書又は特例監理技術者兼任審査申請書兼誓約書を提出した場合で、事業サポート課から兼任が認められない旨の通知を受けた落札候補者は、当該通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日、令和6年12月30日(月曜日)、同月31日(火曜日)、令和7年1月2日(木曜日)及び同月3日(金曜日)を除く。)の午後5時までに、事後審査書類のうち事業サポート課が指定する書類を事業サポート課に提出すること。
- (8)事後審査不適格者は、入札参加資格を認められなかった理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、(7)に規定する通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日、令和6年12月30日(月曜日)、同月31日(火曜日)、令和7年1月2日(木曜日)及び同月3日(金曜日)を除く。)の午後5時までに事業サポート課へその旨を記載した書面を提出すること。

19 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書

(3)(2)に規定する通知を受けた者は、入札を無効とされた理由について説明を求めることができるので、説明を求める場合は、(2)に規定する通知を行った日の翌日から起算して2日後(土曜日、日曜日、祝日、令和6年12月30日(月曜日)、同月31日(火曜日)、令和7年1月2日(木曜日)及び同月3日(金曜日)を除く。)の午後5時までに事業サポート課へその旨を記載した書面を提出すること。

(以下 略)